

埼玉県農業大学校車両持込み規程

(主 旨)

第1条 この規程は、学生の車両持込みに必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 大学校の地理的条件を考慮し、学校と自宅又は派遣学習先との往復を原則とし、学生の学習効果を高めるため、車両の使用を許可するものとする。

(車両持込み期間及び場所)

第3条 車両持込み期間は、許可日から卒業終了までとし、駐車場所は校長が指定する。

2 学生は、車両2台以上(4輪自動車及び2輪自動車等)について、車両持込み許可を受けることができるが、駐車スペースは1台分とする。

(申請・許可等)

第4条 学生は、車両を持込み使用するときは、所定の申請書(様式1)及び誓約書(様式2)を、担任職員を通じて校長に提出しなければならない。

2 校長は、申請書の内容を次の基準により審査し、適当と認めるときは、許可証(様式3)を交付する。

- (1) 運転免許証が有効期間内であること。
- (2) 自動車検査証が有効期間内であること。
- (3) 該当車両について任意保険に加入し、有効期間内であること。
- (4) 担任職員の許可相当の意見が付されていること。
- (5) 未成年者については、保護者の署名押印があること。

3 使用車両を変更するときは、所定の変更申請書(様式4)を、担任を通じて校長に提出しなければならない。

4 校長は、変更申請書の内容を第4条の2の(1)から(5)により審査し、適当と認めるときは、変更許可証(様式3)を交付する。

(許可の条件)

第5条 使用を許可するに当たっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 車両は、大学校内の定められた場所に駐車し、ドアをロックしておく。
- (2) 事故及び盗難等の一切について、大学校は校内外を問わずその責任を負わない。
- (3) 運転免許証、自動車検査証及び任意保険を更新した場合は、速やかに担任職員に関係書類を持参の上、報告すること。

(許可の停止等)

第6条 校長は、次の違反行為を行った学生に対して、車両の持込み許可を取り消し、持込みを一切禁止とすることができる。

- (1) 定められた場所以外に駐車した場合
- (2) 授業に出席すべき時間中に車両を使用した場合
- (3) 施設を破壊したり、駐車場を他の目的に使用した場合
- (4) 許可を受けた車両以外を使用した場合
- (5) 駐車場の適切な管理を行わない場合
- (6) その他、本校の学生としてふさわしくない行為があった場合

(車両持込み整理簿の整備等)

第7条 駐車場担当職員は、専攻ごとに車両持込み整理簿(様式5)を作成し、担任職員に配布する。

2 担任職員は、専攻の教室に車両持込み整理簿を掲示し、運転免許証等の更新もれがないよう学生に注意を喚起するとともに、学生から運転免許証、自動車検査証及び任意保険の更新について報告があった時は、この整理簿に変更事項を記入する。

(その他)

第8条 その他必要な事項は、校長が別に定める。

附 則 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 一部改正、平成元年4月1日から施行する。

附 則 一部改正、平成5年4月1日から施行する。

附 則 一部改正、平成6年4月1日から施行する。

附 則 一部改正、平成11年4月1日から施行する。

附 則 一部改正、平成14年2月12日から施行する。

附 則 一部改正、平成16年2月18日から施行する。

(以下様式省略)